

松浦市監査委員公表第2号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月18日

松浦市監査委員 田 中 幹 人

松浦市監査委員 和 田 大 介

措置状況(令和4年度後期分)

教育総務課・学校教育課

指摘事項等	未措置の理由と今後の対応等
補助金に関すること 【指摘事項】 遠距離通学児童生徒通学費補助金の交付において、旧鷹島地区で要綱の対象外となるものまで含まれていた。また、本要綱第4条で「補助金の額は、当該児童又は生徒の通学に要する額の範囲内で市長が定める。」とあるが、定めたものがないことから要綱の見直しを行われたい。	旧鷹島地区は、合併前の取り決めにより通学距離にかかわらず、バス利用児童生徒の定期券・回数券の一部助成を行ってきており、補助額については、当時の補助率を維持してきています。旧鷹島地区については路線バスの廃止が予定されていることもあり、児童生徒の安全な通学手段の確保等を考慮したうえで要綱の見直しを行うよう内容を精査いたしました。 その結果、現在の対象距離数は国のへき地児童生徒援助費等補助金交付要綱に記載された対象距離数と同じとしており、検討した結果、該当地域名を記載する等の改正は行わず、令和5年度より合併前の取り決め等による例外ケースの場合は、その都度決裁をとるように方法を改めました。
個別事項 学校における理科薬品の保管状況に関すること 【指摘事項】 理科で使用する薬品について、毒物・劇物が他の薬品と区別されずに保管されている学校があった。また、前回の定期監査において、長年使用されておらず、使用見込みのない不用薬品の処分について対応するように指摘し、予算確保に向け努力されていたが、予算確保に至らず、改善されていなかった。引き続き改善に取り組まれたい。	不用薬品については、令和7年度に不用薬品処分費を予算化いたしましたので処分を進めてまいります。今後は不用薬品を不必要に貯め込むことがないよう、毎年一定の予算を確保するように努めてまいります。